



大雪による防災情報 災害対策支部(警戒体制)の設置について

令和7年2月7日(金)7時30分時点で、福島県内指定雪量観測点5箇所のうち4箇所において、警戒積雪深に達しており、今後も降雪が続く見込みであり、福島県において「警戒体制」に移行したため、国土交通省福島河川国道事務所において、7日(金)14時00分に災害対策支部(警戒体制)を設置したことをお知らせします。

1. 指定雪量観測点の積雪状況(2月7日7時30分時点)

雪量観測点	積雪深	警戒積雪深
会津若松市	98cm	80cm
猪苗代町	151cm	110cm
西会津町	160cm	150cm
南会津町	55cm	90cm
只見町	294cm	280cm

2. 福島河川国道事務所の体制

2月7日(金) 14時00分 災害対策支部設置

3. 体制時における設置

警戒体制では、豪雪災害に備え、国・県の道路管理の関係機関が、相互の連携を密にして、情報連絡の強化等を図ります。

4. 雪害情報等について

本日14時現在、福島河川国道事務所の管理する国道では雪害情報はありません。今後も円滑な交通確保に努めてまいります。安全走行及び除雪作業へのご協力をお願い致します。

〈記者発表先〉福島県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

福島河川国道事務所 TEL:024-546-4331(代表)

副所長 岩淵 賢一(いわぶち けんいち) 内線:205

副所長 袖林 淳(そでばやし じゅん) 内線:206